

平成22年度

## 「法」に関する教育シンポジウムの開催について(一次案内)

東京都教育委員会では、児童・生徒の規範意識を醸成するとともに、主体的に社会の形成に参画する資質・能力を育成するために、小・中・高等学校における「法」に関する教育を推進しています。

学校における「法」に関する教育は、社会科、生活科、体育科、家庭科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの教科等の指導を通して実践していくことができます。

このシンポジウムでは、「法」に関する教育で育てたい児童・生徒像を明確にした中学校社会科(公民的分野)と道徳の公開授業をご覧いただくとともに、法曹関係者(裁判官、検察官、弁護士)と連携した授業実践の可能性について探ります。

1 日時 平成23年1月28日(金) 午後1時40分～午後4時45分

※公開授業開始時刻

2 会場 台東区立上野中学校(最寄駅:JR 鶯谷 南口から徒歩7分)

3 内容

### <テーマ>

「法」に関する教育の趣旨を踏まえた授業実践における法曹関係者との連携の可能性を探る。

### <第1部>

「法」に関する教育の趣旨を踏まえた授業実践Ⅰ

〔公開授業〕・社会科(公民的分野)・道徳

〔協議〕

〔法曹関係者からの提言〕

### <第2部>

「法」に関する教育の趣旨を踏まえた授業実践Ⅱ

〔実践報告〕・小学校の実践・高等学校の実践

〔法曹関係者からの提言と情報提供〕

「法」に関する教育を通して育てたい児童・生徒像

- ◆「法」に対する興味・関心  
・日常生活において「法やルール、きまり」を身近なものと感じ、興味・関心をもつ。
- ◆「法」に対する知識・理解  
・「法やルール、きまり」の基本的な理念、その意義や役割を理解する。
- ◆「法」に基づき社会の形成に参画する態度  
・自由で公正な社会の担い手として、「法やルール、きまり」を遵守したり、それを利用して問題の解決を図ったりすることで、主体的に社会の形成に参画しようとする。



【問い合わせ先】

〒163-8001

新宿区西新宿2-8-1

教育庁指導部義務教育特別支援教育指導課

「法」に関する教育担当:小瀬、山村、上田

電話 03-5320-6841

ファクシミリ 03-5388-1733